

# 議会運営委員会会議録

令和2年6月18日(木)

(開 会) 13:30

(閉 会) 13:56

## 案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

## 【 内 容 】

- 1 人事議案の説明、質疑
  - (1) 議案第84号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めること
- 2 追加議案の説明、質疑
- 3 追加議案の上程時期並びに付託委員会について
- 4 議案に対する質疑通告について
  - ・議案第69、75、83号(川上議員)
- 5 意見書案の取り扱いについて
  - (1) 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)
  - (2) 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(案)
- 6 議員提出議案の取り扱いについて
  - (1) 議員提出議案第4号 飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 7 会期日程の変更について

---

## ○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。「人事議案について」、執行部に説明を求めます。

## ○市長

本日、提案させていただきます。議案第84号の人事議案1件について、ご説明いたします。議案第84号につきましては、本市固定資産評価員として、久原美保氏を選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。

以上、人事議案1件を提案したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

## ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

次に、「人事議案の取り扱い」について、事務局に説明させます。

## ○議会事務局次長

ただいま市長から説明がありました、議案第84号につきましては、定例会最終日、6月25日の日程1番目、委員長報告、質疑、討論、採決の後に上程し、人事議案でございますので、委員会付託は省略して、採決の方法は 起立採決としていただいております。

以上、ご審議方よろしく願いいたします。

## ○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「人事議案の取り扱い」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「追加議案」について、執行部に説明を求めます。

○総務課長

「議案第85号 令和2年度飯塚市一般会計補正予算(第5号)」につきましては、「議案第85号」と記載しております「令和2年度補正予算資料」によりご説明いたします。

3ページをご覧ください。今回の補正につきましては、表の下に記載しておりますように、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を補正するものでございます。一般会計では、既定の予算総額に29億4216万7千円を追加して補正後の予算総額を884億8822万6千円にしようとするものでございます。

4ページ以降に、補正予算の概要等について記載いたしております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

次に、「追加議案の上程時期並びに付託委員会」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

ただいま説明のありました追加議案1件につきましては、明日、6月19日の本会議におきまして、すでに上程されております議案の質疑、委員会付託のあとに上程し、提案理由説明、質疑、委員会付託としていただいております。

付託委員会につきましては、「令和2年第3回市議会定例会 追加議案一覧表」をご覧ください。冒頭に記載しておりますが、議案第85号は、総務委員会に、付託していただいております。また、ただいまの説明にあわせる形で、議案付託一覧表(案)も変更いたしております。

ご審議方よろしくをお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「追加議案の上程時期並びに付託委員会」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「議案に対する質疑通告」について、事務局から報告させます。

○議会事務局次長

議案に対する質疑通告につきましては、議案第69号、75号及び83号、以上3件につい

て川上議員より質疑通告がっておりますのでご報告いたします。また、先ほど説明のありました追加議案の議案第85号につきましては、日程の関係上、質疑通告を行いませんので、よろしく願いいたします。

○委員長

「議案に対する質疑通告」については、ご了承願います。

次に、「意見書案の取り扱い」について、「地方財政の充実・強化を求める意見書(案)」及び、「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(案)」、以上2件について、提出者から補足説明があれば、お願いいたします。

○佐藤委員

特にありません。ご審議、ご賛同のほど、よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。ただいま説明のありました意見書案2件につきましては、各会派に持ち帰っていただきまして、それぞれの賛否を6月23日、火曜日、午後5時までに議会事務局に報告していただきますようお願いいたします。

次に、「議員提出議案の取り扱い」について、6月12日付で道祖議員ほか2名から議長あてに、議員提出議案第4号として、「飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」が提出されております。本案につきましては、議員3名で提出されておりますので、飯塚市議会会議規則第14条第1項の要件を満たしております。本案について、補足説明を受けるため、本委員会として、道祖議員に出席を求めることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として、道祖議員に出席を求めることに決定いたしました。道祖議員、提出者席へご移動ください。

提出者から補足説明があれば、お願いいたします。

○道祖議員

委員長のほうにお願いしたいんですけど、私、5月1日付けで全員の議員さんに、今回の条例改正についての案を示させていただいております。その資料を再度、議運の皆さんに配付させていただきまして、説明をさせていただきたいというふうに思っておりますが、取り計らいのほど、よろしく願いいたします。

○委員長

お諮りいたします。ただいまの道祖議員の申し出のとおり、資料を配付することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって資料の配付を認めることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 13:38

再開 13:39

委員会を再開いたします。

○道祖議員

飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第203条第4項の規定に基づき、提出するものであります。今、お手元に配付させていただいた資料につきましては、5月1日に議員の皆さんに配付した案でございますが、この案をもちまして皆様にご提案したいと思っておりましたが、その中でご意見をいろいろいただきまし

て、今回、議員報酬の現行46万円の議員報酬を議員が65歳に達する日の属する月の翌月以降の報酬は、月額40万円、6万円を減額するというこの1本で提出させていただいております。ご相談した際に、現在、コロナウイルス感染症の問題が大きく地方財政に与える影響が取り扱われている。大変に地域経済が疲弊していくのではないかとというようなところでもありますので、今回は、65歳以上の人たちの報酬を6万円下げることによって、この任期の中で、約2400万円程度の節減効果がのぞめますので、こういうことの考えを議会として示して、地域経済に寄与していったほうがいいのではないかとというような意見をいただきましたので、この案を提出させていただいております。以上でございます。ご理解を賜りまして、ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、提出者に対する質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありませんか。

○吉松委員

提出議員にお尋ねいたします。議案の根本でありますので、そもそも議員報酬とは、何であるかと、お考えを示していただきたいと思っております。

○道祖議員

議員報酬は、個々個人のとり方によって違うというふうに思っています。それが丸々生活費の人もいるでしょうし、その人その人の立場によってですね、環境が違うというふうに思っておりますけれど、やはり今の議員活動を見ておきますと、やはり、なかなか兼務することも難しくございますので、議員報酬そのものが生活給になっているのではないかとというふうに、多くの人にとっては、生活給になっているのではないかとというふうに私は思っております。

○吉松委員

私は、役務の対価だと思っております。そういうことからすれば、この議案を出されているところで、年齢によって差がつくという、提案者の理由なんですけれども、これは当事者が決めるべきものではないと思っております。例えば、いじめ問題があったときに、学校側がそういう問題を解決する会議を持つかといえ、やっぱり第三者委員会、そういうもので決めると思うんですね。まさに当事者で即決するというのはいかがなものかと思っておりますので、この議案についても一度お考えにならないでしょうか。

○委員長

吉松委員に申し上げます。議案の中身の審議、個人的な意見が入っていますので、以後注意してください。提出者どうぞ。

○道祖議員

お尋ねですから、お答えさせていただきますけれど、地方自治法の趣旨からいきますと、私が提案していることは間違っていないというふうに思っております。それは見解の違いかも知れませんが、地方自治法の第1条の2、②というのがあります。その中に地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならないというふうに明文がある。そして、先ほども言いましたけれど、地方自治法の203条には、普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならないというふうになっております。そして、④項に、議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならないというふうになっております。このことから考えまして、今回、提案させていただいている内容については、この地方自治法の趣旨にのっとって、提出させていただいておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○金子委員

この提案された内容に書いてある65歳から支給される老齢基礎年金月額約6万5千円というのは、40年間加入とあるんですけども、この40年加入というところで、人によっては40年かからない人も、かけていない人もいらっしゃるのではないかと思うんですが、その辺のお考えを教えてください。

○委員長

金子委員に申し上げます。議案の審議に入っていますので、質問内容をかえていただくようお願いいたします。ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

議案提出者が道祖議員ということなんですかね。3人が共同で提出しているんですか。どういふことなるんですか。

○道祖議員

地方自治法112条、普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算についてはこの限りではない。前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。第1項の規定による議案の提出は、文書をもってこれをしなければならないというふうになっておりますので、地方自治法にのっとり提出させていただいております。

○川上委員

道祖 満議員が提出者で、あと2人は何になるんですか。

○委員長

名前まで言っていただけないでしょうか。

○道祖議員

飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、上記の議案を別紙のとおり、飯塚市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。飯塚市議会議長、上野伸五様。令和2年6月12日、提出者、飯塚市議会議員道祖 満。賛成者、飯塚市議会議員瀬戸 光。飯塚市議会議員佐藤清和。以上です。

○川上委員

そうすると道祖 満議員が提出者で、賛成者が瀬戸 光議員と佐藤清和議員ということですが、これはそうすると会派としては、国民民主とどこになるんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:50

再開 13:50

委員会を再開いたします。

○道祖議員

あくまでも、地方自治法にのっとり、提出させていただいております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

提出者の道祖 満議員は国民民主でしょう。それから、賛成者のうちの2人目のほうは佐藤清和議員が国民民主でしょう。瀬戸 光議員は、会派はなんですか。

○委員長

申しわけないんですけど、川上委員、議案の質疑から外れていますので、ご了承願います。

たします。ほかに質疑はありませんか。

(発言する者あり)

ほかの質疑ですか。

(発言する者あり)

暫時休憩いたします。

休憩 13:51

再開 13:52

委員会を再開いたします。

○川上委員

ですから、賛成者の1人目である瀬戸 光議員は、会派はどこかと聞いているだけですよ。

○委員長

川上委員に申し上げます。地方自治法の範囲内での提出になっておりますので、会派については答える権利がありませんので、その辺については差し控えてください。ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

では、答弁ができないということを確認しておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

提出者に対する質疑を終結いたします。道祖議員、ありがとうございました。

次に、本案の取り扱いについて事務局に説明させます。

○委員長

「議員提出議案第4号 飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の取り扱いにつきましては、先例により、本会議最終日であります6月25日に上程し、議案の提案理由説明の後に、議員提出議案でありますので、委員会付託を省略することを諮っていただき、質疑、討論、採決としていただいております。

ご審議方、よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議員提出議案の取り扱い」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「会期日程の変更について」、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

「令和2年第3回 飯塚市議会定例会会期日程(変更案)」をご覧ください。

会議予定でございますが、太枠で囲っております箇所、第8日、6月19日の4番目に追加議案の提案理由説明、質疑、委員会付託を追加しております。また、最終日、6月25日の3番目に、先ほどご審議いただきました議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決を追加するものでございます。

ご審議方よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「会期日程の変更について」は、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

最後に、次回の委員会は、6月25日、木曜日、最終日の本会議開会前、午前9時30分から開催いたしますので、よろしく願いいたします。

本日の審査は、すべて終了いたしましたので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。